

芸能界における性加害やハラスメントの撲滅に向けた総会決議

2023年7月28日に日本労働弁護団が実施した芸能界ハラスメントホットラインでは、パワーハラスメントやセクシャルハラスメントに関する相談も多数寄せられ、その中には、性加害や性的嫌がらせに関する相談もあった。ジャニーズ事務所前社長による所属タレントに対する性加害について連日報道されているが、芸能界における性被害やハラスメントの問題は単に一芸能事務所の問題ではない。芸能界における性被害やハラスメントをなくし、働く人たちの人権が尊重される業界に変えるには、抜本的な改革が必要不可欠である。

第一に、芸能界における性加害やハラスメントについては、加害者個人のみの問題ではなく、一方的な強者・弱者という権力構造が被害の発生を招いているといえる。そのため、性加害やハラスメントを撲滅するには一方的な強者・弱者という権力構造そのものの改善が不可欠である。かかる権力構造の改善に向けては、芸能事務所と個別のタレントとの間の契約書の作成及び改善が求められる。そこで、韓国において、被害があった場合に債務不履行解除を可能とし、さらに、損害賠償請求をも可能とした性被害やハラスメントに関する条項を盛り込んだ標準契約書が作成されていることが、参考になる。

第二に、芸能界における性加害やハラスメントについては、周囲の放置や隠蔽が被害の拡大を招いているといえる。国際的にも、「ビジネスと人権に関する指導原則」の定めとおり、企業が人権を尊重することが強く求められており、日本においても、上記指導原則を踏まえ、企業が人権尊重に向けて対応する必要性が強調されてきている。芸能界における性加害やハラスメントを撲滅するためには、芸能事務所に限らず、放送局、出版社、広告業界のキー企業（国・地方公共団体も含む）も、性被害の防止を自らの義務とするとともに（コード・オブ・コンダクト）、業界全体で性被害を見逃さないようにする取引条項及び苦情処理システムを整備する必要がある。特に、性加害やハラスメントが認められる芸能事務所について、取引や契約を行わないという姿勢を貫くこと、また、適正に報道が行われることが重要である。たとえ他企業における人権侵害であっても、人権侵害状況をなくすことに影響力を発揮する責任がある者として、その影響力を適切に行使することが今後強く求められる。そして、社会全体でも、性加害やハラスメントは人権侵害であると改めて認識するとともに、芸能界における性加害等を放置しない姿勢が強く求められる。

最後に、芸能界における性加害やハラスメントの撲滅に向けた対策としては、芸能事務所とタレントの間には雇用関係があることを前提にして、芸能事務所に対して労働者派遣法を適用し、あるいは業法上の規制を新設することも検討すべきである。芸能実演家たちによる労働組合の結成強化も重要であり、不当労働行為に対する迅速かつ実効的な保護のための積極的な介入も必要であろう。さらに、性加害やハラスメントに関していえば、被害救済の枠組みも重要であるところ、労使協定に基づく救済機関の設立、そうした救済機関による適切な調査及び救済枠組みの構築というものが求められる。

芸能界のでできごとは、多くの市民の関心事項とされることが多い。そうした芸能界において、真に性加害やハラスメントの撲滅に動き出すことになれば、社会全体にとっても性加害やハラスメントの撲滅への大きな前進となる。今後も、日本労働弁護団は、全ての働く者の権利を擁護する立場から、芸能界における性加害やハラスメントの撲滅のための施策を求めていく。